

介護職員の賃金水準向上に向けた取組

～ 若者が**夢と希望**を持って働ける
介護分野を目指して ～

静岡県健康福祉部福祉長寿局



静岡県の高齢化の状況

- ◆高齢化率は過去最高の**25.9%**（平成26年4月1日現在）
- ◆75歳以上の高齢者人口は10年間で急増
→高齢者の中の高齢化が進む。

（各年4月1日現在）	平成16年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	3,852,249人	3,831,321人	3,809,223人	3,792,475人
高齢者人口 （65歳以上人口）	744,288人	911,965人	947,122人	981,071人
うち75歳以上人口	329,816人	450,219人	463,025人	473,545人
高齢化率	19.3%	23.8%	24.9%	25.9%

介護人材の実績と今後のニーズ

- 高齡化の進行に伴う介護需要の増加に呼応して、介護職員は年々増加している。
- しかし、それ以上に高齡化の進行スピードが速く、今後の介護需要の増大に対応した介護人材の確保が喫緊の課題となっている。

【介護職員数】

単位：人

	2011年	2012年	2013年	2014年	2020年	2025年
介護職員	30,961	33,446	32,748	34,610	47,935	53,331

<出典>

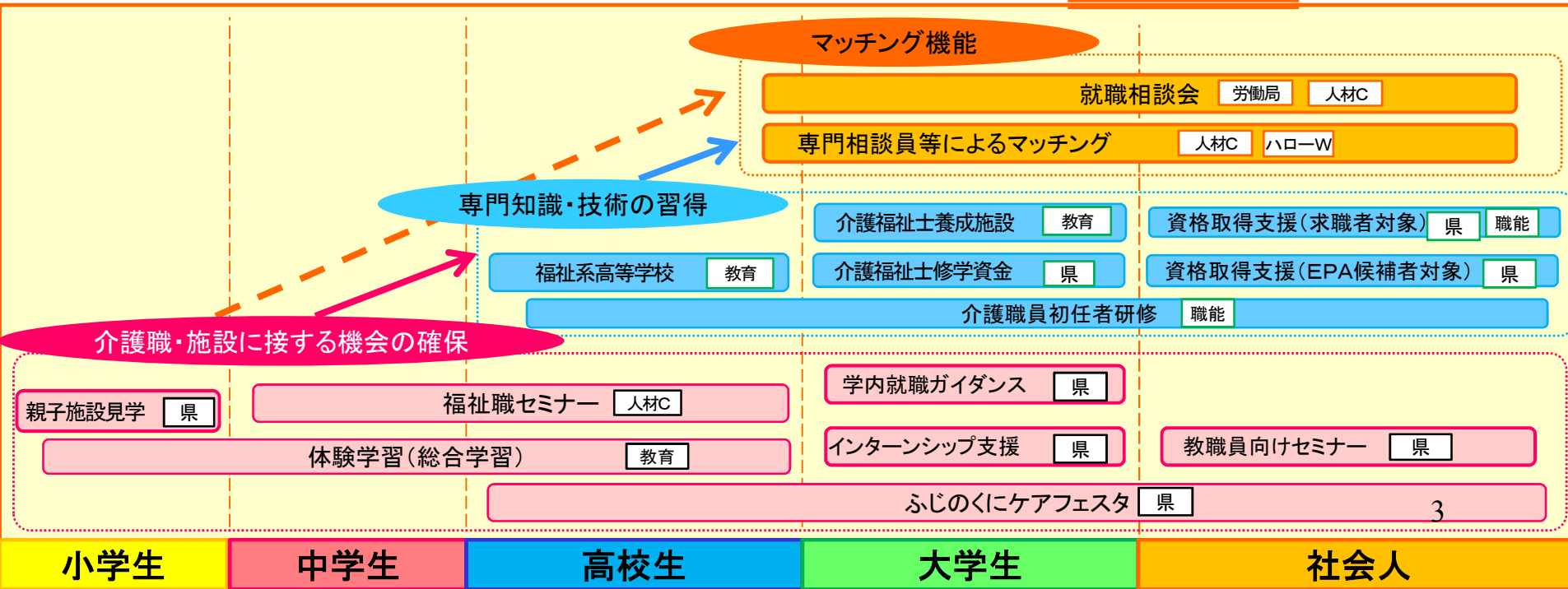
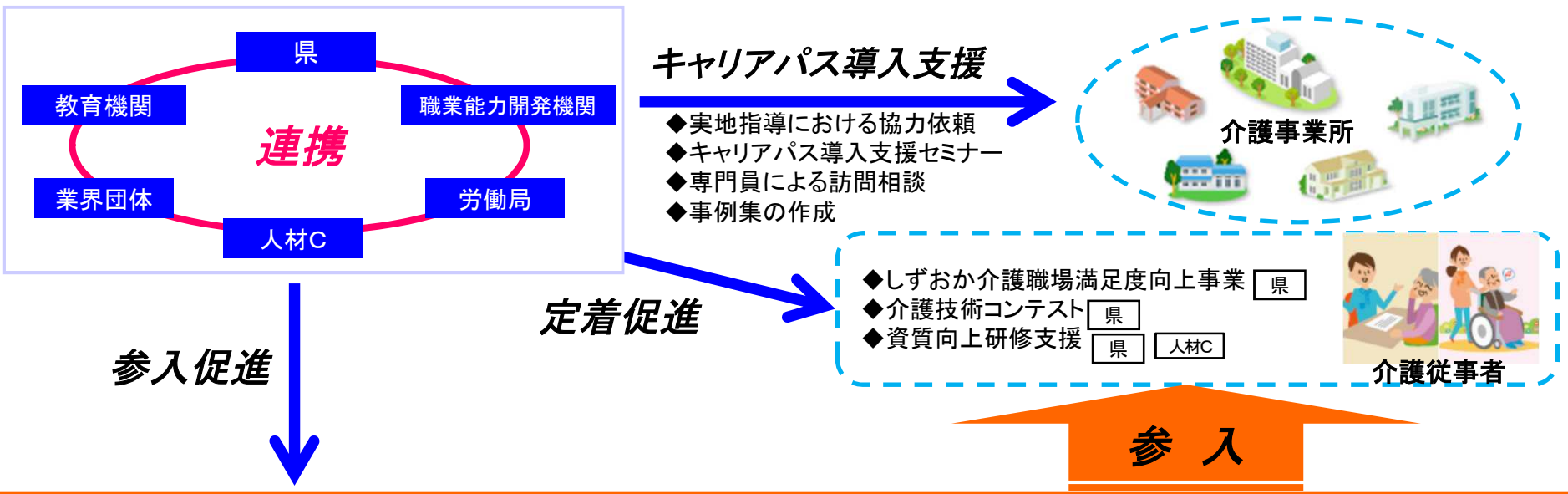
2011、2012年：介護サービス施設・事業所調査

2013、2014年：第6次静岡県長寿者保健福祉計画

2020、2025年：介護人材需給推計ワークシート簡易推計（試行版）



静岡県の介護人材確保の取組



介護職員の賃金水準向上に向けた取組

○介護人材の確保対策の一環として、介護職員の賃金水準の向上を図り、介護職員が長く働きやすい環境をつくるため、各事業所にキャリアパス制度の導入を支援する取組を実施。

○具体的な取組としては、キャリアパス制度導入セミナーの開催や、実地指導等の際にキャリアパスの参考例を提示することなどにより、キャリアパス制度導入を促す。

政令市・市町



- ①実地指導
- ②集団指導(毎年実施)
- ③施設の指定申請時

連携
協働

県



- ・実地指導(2年に1回)
- ・集団指導(毎年実施)
- ・事業所の指定申請時
- ・ホームページに掲載
- ・キャリアパス制度導入支援セミナーの開催

要請

静岡県老人福祉施設協議会
静岡県社会福祉法人経営者協議会

団体



- ①会員へ県の取組を周知
- ②会員へキャリアパス制度導入の取組を依頼

キャリアパス制度導入
支援

キャリアパス
制度導入支援

介護事業所(3,600箇所)



キャリアパス制度導入
支援

キャリアパス制度導入→賃金向上

介護分野の雇用情勢

- ◆ 厳しい雇用情勢の中にあっても高い求人ニーズ
- ◆ 介護需要の増大に伴う介護施設等の増加
25年度:70施設、約1,470人 26年度:76施設、約1,680人

【静岡県内の有効求人倍率の推移】

区 分		21年度 平 均	22年度 平 均	23年度 平 均	24年度 平 均	25年度 平 均
全産業		0.40	0.52	0.65	0.79	0.90
介護関係		1.44	1.46	1.76	2.09	2.10
富国有	有 効 求職者数	1,856人	2,029人	2,011人	2,332人	2,460人
	有 効 求人数	2,665人	2,987人	3,546人	4,869人	5,156人

目的を達成するための戦略

<ターゲット>

介護事業所の経営者、管理者等

<目 標>

キャリアパス制度導入事業所の増加
(モデル給与表の活用)

<目指す姿>

長く働くことで賃金が上昇

27歳：資格取得	20万円
35歳：係長	30万円
42歳：課長	35万円
52歳：施設長	40万円



若者に介護分野
で働く夢や希望
が生まれる

目標を達成するための手段

①給与モデル参考例を作成

②知事から関係団体に直接要請

③普及啓発活動

実地指導の活用、セミナー開催 など



給与モデル参考例を作成

平成24年12月

静岡県が全国に先駆けて、
介護事業所のモデル給与表とキャリアパス
基準例を作成

キャリアパス基準（例）

1 等級

等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
等級要件	指導を受けながら日常的な業務を行う。	自立して日常業務ができる。	ユニット等小規模の部門でリーダーシップを発揮し、部門をまとめることができる。部門間の調整チーム介護ができる。	ひとつの部門でリーダーシップを発揮し、部門をまとめることができる。部門間の調整能力がある。	複数部門の統括ができる。施設運営に関して、全般的な意見を持ち、施設長等をサポートできる。後輩の教育をしている。	複数部門をまとめ、全体の運営について意見をもち、施設長、法人本部等を支えることができる。	施設長等として、法人全体のマネジメントに関わる。
職階イメージ	・高卒、専門学校卒新任 ・中途入職、非常勤からの移行(介護福祉士未取得) ・中途入職(経験年数4年未満)	・大卒新任 ・1等級からの昇格(介護福祉士取得済) ・中途入職(経験年数4年以上、介護福祉士取得済)	・ユニットリーダークラス ・経験年数5年以上	・介護長クラス(副主任クラス) ・介護チームの中でも特長だけでなく、他の部門(ケア等)を経験、内容が分かる	・主任、係長クラス ・介護部門だけでなく、他部門(相談、看護、事務)等の内容が分かり、調整できる	・課長、事務長クラス ・施設長をささえる	・理事長、理事待遇 ・法人本部長、施設長

2 職位

理事長、理事待遇							◎
法人本部長							◎
施設長						○ → ◎	◎
事務長						◎	○
課長					○ → ◎	◎	○
課長補佐					◎		
係長				○ → ◎	◎		
主任				◎			
副主任			○ → ◎	◎			

知事から関係団体に直接要請

平成24年12月14日

知事から関係団体に対して、
県の取組への協力を要請



中小企業労働環境向上助成金記載例の作成

中小企業労働環境向上助成金(雇用管理制度助成)申込みから受給までの流れ

助成金が交付されるまでには、以下のタイミングで2圖の書類提出が必要です。

- ①キャリアパス制度等を導入しようとする時：雇用管理制度整備計画書
②キャリアパス制度等を導入した後：支給申請書

期日(例)	期間目安	申込みから受給までの流れ
25年8月		議事会(役員会) 給与規程改正の方針を承認
25年10月	計画開始日から6ヶ月前～1ヶ月前に提出	①雇用管理制度整備計画書の提出 <提出書類> ○雇用管理制度整備計画書(様式第a-1号) ※記載例①参照 ○事業所確認票(様式第a-2号) ○事業許可証、事業報告書、会社案内等 ○制度導入・適用の概要がわかる資料 ※記載例②参照 ○商業登記簿謄本 雇用管理制度整備計画書の審査 認定通知書の受領 議事会(役員会) 給与規程を承認
26年1～3月	計画開始日(雇用管理制度を導入する月の初日)	雇用管理制度の導入 ◆労働基準監督署へ就業規則を届出(＝雇用管理制度導入) ◆事業所内への周知
26年4月1日	計画期間3ヶ月～1年	雇用管理制度の実施 ◆導入した雇用管理制度を実際の実施 ※制度の実施状況を確認するため、就業規則等の変更内容がわかる書類、対象労働者の出勤簿、賞与台帳等をあらかじめ整備しておくことが必要
26年9月30日		②支給申請書の提出 <提出書類> ○支給申請書(様式第a-7号) ○事業所確認票(様式第a-2号) ○制度を明示した就業規則または労働協約 ○制度導入前の就業規則または労働協約 ○評価・処遇制度の実施者名簿(様式第a-7号別紙1) ○対象労働者の賞与台帳等 ○対象労働者の出勤簿等 ○対象労働者の労働条件通知書等 ○事業所内での周知書類等 ○申立書(共通要領様式1号) 等
26年11月	計画期間終了後2ヶ月以内に提出	支給申請書の審査 支給決定通知書の受領 助成金(40万円)の受給

※実際に助成金を受給するためには、その他の要件を満たす必要があります。詳しくは最寄りのハローワーク又は静岡労働局職業対策課(054-271-9975)へお問い合わせください。

(雇用管理制度(評価・処遇制度)の導入・適用についての概要がわかる資料 記載例②)

評価・処遇制度(キャリアパス制度)導入の概要

社会福祉法人富士山会

様式第a-1号

中小企業労働環境向上助成金(雇用管理制度助成) 雇用管理制度整備計画書(記載例①)

中小企業労働環境向上助成金(雇用管理制度助成) 雇用管理制度整備計画書(変更)書の認定を受けた以下のとおり申請します。
 静岡県労働局長 事務主 住所 〒420-8601 静岡県東区追分町9-6
 又は 名称 社会福祉法人富士山会
 代理人 氏名 理事長 静岡 太郎 印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に中小企業労働環境向上助成金(雇用管理制度助成)の支給に係る事業主(計画書の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行又は同条第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主(計画書の住所、名称及び氏名の記入押印等)を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は
 社会保険労務士
 (提出代行・事務代理者) 氏名 印

(1)事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号

(2)主たる事業 介護老人福祉施設 サービス (3)常時雇用する労働者数 60人 (4)資本の額又は出資の総額 1万円

(5)重点分野等の分類番号 11 (6)重点分野等の事業内容 介護サービスの提供 (7)設立年月日 平成25年10月11日

(8)企業における現状・課題

現在でも、介護職員等の勤務状況に応じて昇給・昇格を行っているが、処遇を行うための明確な基準がないため、職員を採用しても長く続かず、職員の資格のモチベーションが下がることから、能力、資格、経験に応じた適切な処遇を行うための基準を整備する必要がある。

(1)雇用管理制度整備計画期間 平成26年4月1日～平成26年9月30日

(2)導入する雇用管理制度の概要

評価・処遇制度

就業規則を受けて別に定める給与規程を見直し、能力、資格、経験等に応じたキャリアパス基準を位置づけて、適切な処遇を行うことができるキャリアパス制度を導入する。(別紙参照)

制度の導入予定日 平成26年4月1日

対象となる通常の労働者数見込 50人

研修体系制度

制度の導入予定日 平成 年 月 日

対象となる通常の労働者数見込 人

健康づくり制度(介護事業者のみ)

制度の導入予定日 平成 年 月 日

対象となる通常の労働者数見込 人

③申請予定額 イ、評価・処遇制度40万円 ロ、研修体系制度30万円 ハ、健康づくり制度30万円 申請予定合計額 40万円

④国等からの補助金等(本助成金を含む)受給の有無 ()

⑤申請書作成担当者 浜松花子 電話番号 054-221-0000

社会保険労務士記載欄 作成年月日、提出代行・事務代理者の表示 氏名 電話番号

市町村(労働局)記入 受理年月日 平成 年 月 日 認定年月日 平成 年 月 日

認定金額 円 認定番号

備考

※決裁欄(労働局使用)

局長 部長 課長 課長補佐 係長 担当

勤務状況に応じた処遇を行う

勤務状況に応じた適切な処遇を、従業員

処遇を行うた

ビスの質の向

キャリアパス基準とができる

入)の方針の平成25年10

52月)の承認(平

普及啓発(実地指導の活用)

＜実施時期＞

平成25年5月8日～

＜対象施設等＞

約1,300事業所(平成25年度)

＜実施方法＞

県、政令市、市町による実地指導

＜実施内容＞

○モデル給与表とキャリアパス基準例の周知

○中小企業労働環境向上助成金の周知



普及啓発（キャリアパス導入支援セミナー）

平成24年度

＜セミナー＞

4回開催、121名が参加

平成25年度

＜セミナー＞

8回開催、91名が参加

＜個別相談会＞

5回開催、12事業所が参加



普及啓発（パブリシティの活用）

平成24年度

- 12/13 **【知事記者会見】**介護職員の賃金水準向上に向けた取組方針を発表
- 12/14 知事から関係団体に対して、県の取組への協力を要請
- 12/21 静岡県から厚生労働省に対して、介護報酬において平均勤続年数に応じた加算制度の創設を提案
- 1/28 同報配信メールで介護事業所に取組を周知
- 2/18～ キャリアパス制度導入セミナー開催（4回）

平成25年度

- 5/8～ 介護事業所への実地指導スタート
- 8/7～ キャリアパス制度導入セミナー開催（6回）
- 8/9 **【記者会見】**中小企業労働環境向上助成金記載例の作成
- 9/19～ キャリアパス制度導入のための個別相談会開催
- 9/25～ 集団指導（4回（政令市含む））

新聞等：15回、テレビ：3回、ラジオ：2回

成果と付加価値

【中小企業労働環境向上助成金】

□事業所が申請

【国（厚生労働省）】

社会保障審議会介護保険部会等でモデル事例
として本県の取組を紹介

全国的な広がりを期待

今後の取組み

キャリアパス制度の導入を促進するため、実地指導、セミナーに加えて、新たに訪問相談、導入事例集を作成

セミナー

広報、採用、育成、制度をテーマに4回シリーズ(それぞれキャリアパス制度に関連づけ)

訪問相談

専門家による介護事業所への訪問相談を実施

事例集

キャリアパス導入の好事例を収集し、事例集作成→事業所に配布、HPで公開

キャリアパス制度の導入を促進

静岡県の介護現場で活躍する人たちが
キラキラ輝き続けていられるように・・・



静岡県から始まる！

若者が**夢**と**希望**をもって働ける

「未来ある産業 介護」への挑戦

